

## 平成 28 年度税制改正大綱

Q：平成 28 年度税制改正大綱について、中小企業税制を中心に主な改正案のポイントを教えてください。

A：成長志向の法人税改革

### 1.法人実効税率の「20%台」への引下げ。

(1) 法人税率を平成 28 年 4 月 1 日以降開始事業年度より 23.4% (旧 23.9%) に、平成 30 年度より 23.2% に引下げ、法人実効税率は平成 28 年度 29.97% (旧 31.33%)、平成 30 年度 29.74% へ下落。

### 2.欠損金繰越控除制度の再見直し。

(1) 大企業の控除限度額を対課税所得の平成 27 年度 60% (旧 65%)、平成 28 年度 55% (旧 50%) へ。

(2) 平成 30 年度より (旧平成 29 年度より) 全企業で欠損金繰越期間を現行 9 年 10 年 に延長。

### 3.生産性向上設備投資促進税制の適用期限廃止。

(1) 平成 29 年 4 月 1 日以降事業供用分から適用廃止。

(2) 中小企業投資促進税制拡充は平成 29 年度以降で検討。

### 4.建物附属設備・構築物の「定額法」一本化。：平成 28 年 4 月以降取得分から減価償却方法は 定額法のみ。

### 5.消費税の軽減税率導入。

(1) 平成 29 年 4 月より消費税率 10% 引上げと同時に、酒類・外食を除く生鮮食品・加工食品並びに日刊新聞を対象に 8%の軽減税率 を設ける。

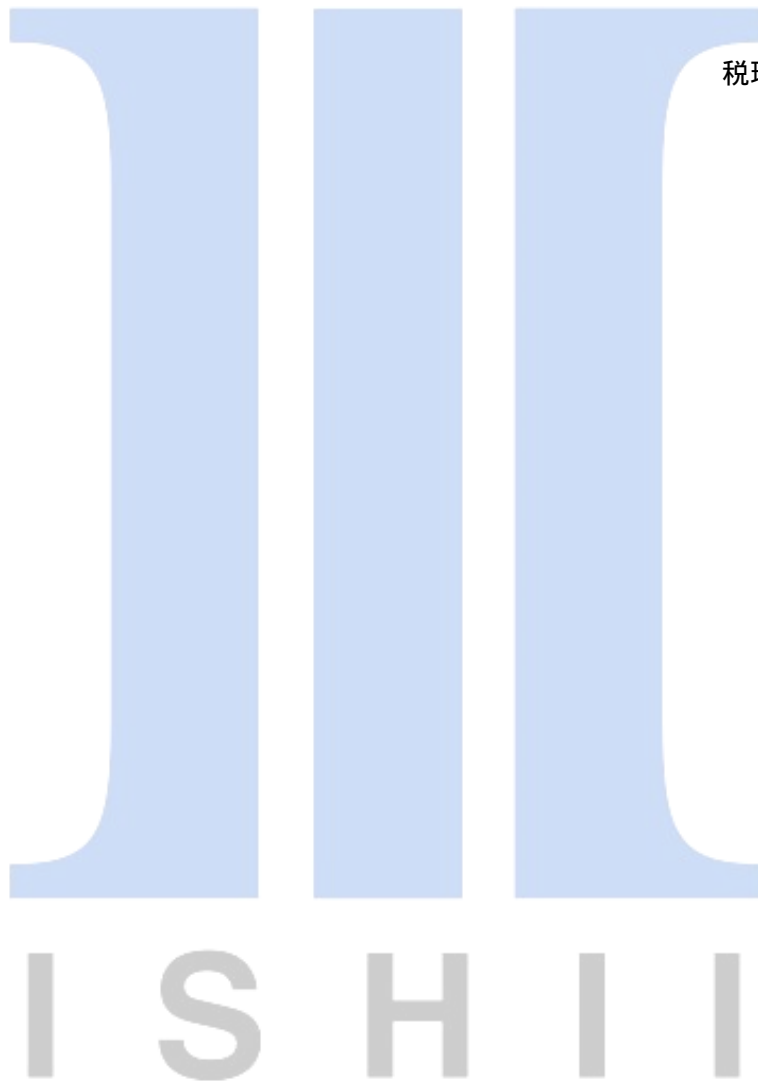
(2) 平成 33 年 4 月からインボイス (税額票) 方式を導入、それまでは簡便な経理方式を認める。

## 6.車体課税の改正。

- (1) 自動車取得税を平成 29 年 3 月末で廃止。
- (2) 平成 29 年 4 月から自動車税・軽自動車税に環境性能割（仮称）を創設、グリーン化特例の見直し。

7.雇用促進税制改正。:(1) 一定の調整措置を講じ所得拡大促進税制との併用を認める。(2) 対象の増加雇用者を「無期かつフルタイム」に変更、対象事業所を「有効求人倍率が低い地域」に変更。

8.その他の法人税制改正。:(1)「交際費等の損金不算入制度」、「中小企業者等以外の欠損金の繰戻還付制度不適用措置」の適用期限を平成 30 年 3 月末開始事業年度まで 2 年間延長。(2) グリーン投資減税適用対象資産から風力発電設備、電気事業者による再生可能エネルギー - 電気の調達に関する特別措置法認定の太陽光発電設備を除外、適用を 2 年間延長。



平成 28 年 1 月  
税理士法人石井会計